

## 10. 日本リウマチ学会利益相反マネジメント規則

(2008年4月21日制定 2010年4月全面改正

2012年4月一部改正 )

(趣旨)

第1条 この規則は、日本リウマチ学会利益相反マネジメント小委員会（以下「委員会」と略記）の組織、及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般社団法人日本リウマチ学会（以下、本学会という）及び本学会会員（以下、会員という）の活動に関わる利益相反に関する指針の制定及び改廃に関すること。
- (2) 本学会及び会員の活動に関わる利益相反の自己申告に関わること。
- (3) 本学会及び会員の活動に関わる利益相反の適切な管理（審議・監視・モニタリング・指導・情報の保管）のための施策に関すること。
- (4) その他本学会及び会員の活動に関わる利益相反に関する重要な事項に関すること。

本学会及び会員の活動とは、本学会の主催する学術集会をはじめとするあらゆるプログラム、本学会が編集する *Modern Rheumatology* をはじめとする刊行物の出版、本学会の関与する委員会活動、調査・研究事業、およびこれらに関わる会員の活動のことである

(組織)

第3条 委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 本学会評議員（理事を含む）若干名
- (2) 本学会員以外の有識者1名
- (3) 本条(1)で指名される委員が当該議事における利益相反に含まれる場合には委員会の審議に参加しない。この場合は、委員長が当該議事における利益相反に含まれない理事を臨時委員として指名することができる。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は理事長が指名する。ただし、委員長が当該議事における利益相反に含まれる場合には副委員長がその職務を代行する。

2. 委員長は委員会の議長となる。
3. 委員長は副委員長を指名する。委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3. 第3条(3)で指名される臨時委員は当該議事の審議期間のみをその任期とする。

(委員会の招集、議事)

第6条 委員会は会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2. 委員会は委員の過半数の出席がなければ、開会することはできない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者は、これを出席者とみなす。

3. 委員会は、本学会の定める「事業活動の利益相反に関する指針」、及びその細則に則って当該議事を審議する。

4. 委員会の議事は出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5. 委員長の判断により、議事を書面または電磁的記録(電子メール等)による意思表示をもって審議とすることができる。

(個人情報保護)

第7条 委員は、本学会の定める「事業活動の利益相反に関する指針」及びその細則に則って提出された「利益相反の自己申告書」の内容を、秘密保持および個人情報保護の観点から慎重に取り扱うものとする。「利益相反の自己申告書」の管理および開示は、「利益相反に関する指針の細則」で、これを定める。委員は秘密保持および個人情報保護の観点から、自ら署名・押印した誓約書を理事長に提出し、その秘密保持の義務を遵守する。

2. 利益相反委員会議事内容等を理事会等に報告する場合においても、委員長は会員の個人情報保護に十分に配慮するものとする。

(変更)

第8条 この規定は、理事会の承認を受けて変更できるものとする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は学会事務局が行なう。

附則

この規則は、平成22年4月24日から施行する。